

「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度」の概要

趣 旨

県内で企業・団体が行う森づくり活動によるCO₂吸収量を認証することにより、企業・団体の参加を促進し、多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機とする。

認証対象者

- ・森林所有者と森林整備に関する協定（3年以上）等を締結し県内で森づくり活動を行う企業・団体
- ・営利を目的としたものの以外として森林を所有する企業、団体

認証対象事業

植栽、下刈り、除伐、間伐等

認証対象面積

認証申請日の属する年度中に、対象事業が行われた森林面積

認証の期間

対象事業完了の日から1年間

認証評価会議

認証の客観性及び信頼性を確保するため、有識者等によるCO₂吸収認証評価会議の意見を反映

認証の手続きの流れ

※破線部分は県が実施

START

森林所有者と
森林整備協定
締結

申請

審査

森づくり活動
※審査結果を
受けてから実施

実績報告
※実施年度の2月
中旬頃まで

審査、CO₂
吸収量算定
及び
証書交付

GOAL

証書受領

CO₂吸収量の算定

CO₂吸収量(t-CO₂/年)=年生長量×容積密度×バイオマス拡大係数×(1+地下部比率)×炭素含有率×CO₂換算係数
※これによりがたい場合は、他の認証制度の算出方法により算定することができる。

その他について

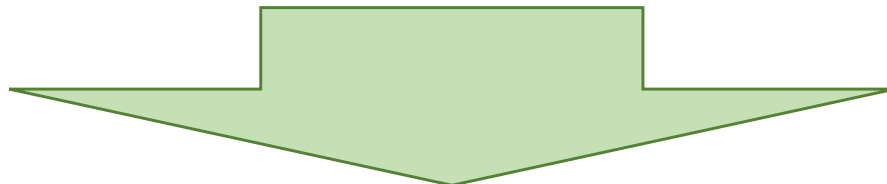
- ・証書を交付したときは認証内容を県ホームページに掲載
- ・証書には、対象者、対象面積、実施期間、CO₂吸収量等を記載
- ・交付された証書の第3者への販売又は譲渡は禁止
- ・証書の発行手数料は無料
- ・当該制度は「山梨県地球温暖化対策条例」第16条に基づき実施

企業・団体によるCO₂吸収認証の活用

企業・団体等による
森づくり活動



CO₂吸収認証制度



SDGsや
カーボンニュートラルの
取り組みに活用

- ・ 企業イメージ、ブランド価値の向上
- ・ SDGs達成に向けた経営戦略の明確化
- ・ 低炭素社会の実現に貢献
- ・ 環境問題に対する社員の意識向上
- ・ CSRの取り組み 等

排出抑制制度に活用

山梨県地球温暖化対策条例

- ・ 一定規模以上の事業者には排出抑制計画の策定を義務付け(第11条第1項)
- ・ 上記に該当しない事業者も自主的な取り組みとして実施可(第11条第3項)
- ・ 排出抑制計画における排出量から、CO₂吸収認証制度活用により認証された吸収量を減じて実施状況を報告することができることを規定(第11条第5項)

他の自治体の制度活用例

- ・ 地球温暖化対策計画書制度(横浜市)
一定規模以上の温室効果ガスを排出する市内の事業者が、温室効果ガスの排出の抑制等に向けた取り組みの中で、山梨県の森林吸収認証分を調整後排出量として算入可能